

災プロ Incident manual

～鍼灸マッサージ師によるボランティア活動中の医療事故を防ぐために～

これまでのボランティア参加者による施術後に報告されたインシデントと、その対策をお知らせします。
後任による再発を防ぎ、私たちの施術を被災地の方々へより安全に提供できるよう、どうぞご留意ください。

<事故を未然に防ぐために>

- 施術時は時間的、体力的余裕を持つこと。
- 用具の位置など、できる限り各施術者の普段の治療室と同じ環境に近づけて施術を行うこと。
- 複数の訴えがあった場合、一度に全て治療しようとせず、カルテにより後任へ引き継ぐこと。
- 受療者の氏名、施術部位、申し送り事項について、カルテとの照合を必ず行うこと。

<実際に報告されたケース>

- ① 抜鍼忘れ
- ② 内出血
- ③ 脳貧血
- ④ 円皮鍼の説明不足
- ⑤ マッサージによる揉み返し
- ⑥ 落鍼
- ⑦ お灸による火傷

上記のケースに関して、経緯、原因、予防と対策を紹介します。

① 抜鍼忘れ

【経緯】

腰痛および肩の痛みを主訴とする受療者への施術後、肩への鍼を抜き忘れて帰ってしまった。
翌日、施術した鍼灸師へ第三者から連絡が入った。

【原因】

1. 30分以内という限られた時間の中、腰と肩の2箇所への施術を一度に試みたために施術時間が短くなり、鍼の本数の確認に十分な時間を割くことができなかった。
2. 手繰りあげた衣服を留めたクリップがゆるみ、袖が鍼を覆っていたため、置鍼した鍼を見落とした。

【予防と対策】

- 治療前後で使用した鍼の本数を数え確認する
 - ✓ ディスポ鍼管の数と、抜いた鍼の数が合致していることを確認する
 - ✓ できるだけ鍼柄に色が付いているディスポーザブル鍼を用いる
 - ✓ 施術後すぐに施術箇所をカルテへ記載する
- 時間的制約を感じた場合、一度に全て治療せず、カルテにより後任へ引き継ぐ
- 発生時は、内臓損傷の有無を確認し、医師の診察を仰ぐ

② 内出血

【経緯】

鍼灸治療を受けた翌日、頸部の内出血の訴えを施術者とは別の後任の鍼灸師が受けた。

【原因】

まれにおこることであるという事前説明が不足し、受療者へ不安を与えてしまった。

【予防と対策】

- まれに内出血の起こること、および発生しても自然消退し問題のないことを事前説明する
- 顔面や頸部など、内出血を起こしやすい部位への施術は特に注意を払う
- 内出血を起こしやすい特定の疾患や服薬がないか予め受療者へ確認する

③ 脳貧血

【経緯】

マッサージを希望していた受療者へ、確認せずに鍼灸を施術。施術後に脳貧血の症状を訴えたため、別の鍼灸師が返し鍼(足三里穴:前脛骨筋筋腹)で対応した。

【原因】

1. 受療者の希望する施術スタイルの確認不足
2. 施術の際の説明不足

【予防と対策】

- 受療者の希望する施術内容の確認を行う
- 施術時の不安を取り除くよう努める
- ※ この事例は臥位のみでの施術であったが、脳貧血は座位で起こりやすい点にも留意することが望ましい。
- ※ 対処としては他に、水分補給、足を高くする、足関節の底背屈などもある。経過観察も行うこととする。

④ 円皮鍼の説明不足

【経緯】

1. 円皮鍼を貼って帰したところ、後日、剥がれた鍼を心配する訴えが後任にあった。
2. 円皮鍼を貼って帰したところ、後日、症状の悪化の訴えが後任にあった。

【原因】

1. 自然にはがれても他の者に刺さる恐れのないことの説明が不足した。
2. 後のフォローのできない施術方法の選択であった。

【予防と対策】

- 円皮鍼は用いない
- どうしても円皮鍼を用いる際は、施術終了後、速やかに施術者本人がはがす

⑤ マッサージによる揉み返し

【経緯】

マッサージを受けた翌日、全身が痛くなったと後任に訴えがあった。

【原因】

受療者の感受性を越えた強度のマッサージを行った。

【予防と対策】

- 治療中に刺激の強弱を受療者へ確認する
- まれに揉み返しの起こる可能性のあることを施術の前後に予め受療者へ説明しておく

⑥ 落鍼

【経緯】

1. 避難所での施術中、廃鍼入れの容器を倒してしまった。すべて回収したつもりだったが、翌日に同じ避難所を訪れた際、職員の方が「前の日に落ちていました」と、拾った鍼を手渡してくださった。
2. 全体が銀色の鍼を使用している施術中、受療者の体位変換時、シャーレを移動した時に落鍼。治療スペースの床に鍼と同系色の銀色のアルミ地のシートを敷いていたため、すぐに見つからなかった。

【原因】

1. 普段の自分の治療院とは異なる動線で施術をしなければならなかったこと。
2. その日の活動終了時の会場の掃除の不徹底。

【予防と対策】

- シャーレや廃鍼容器は、その場にある椅子や空き箱等を用いて、各自の普段の診療台のある位置に置く
- 上記対策ができない場合、廃鍼容器を施術者や受療者が容易に接触して倒さない位置に置く
- 当日の活動終了後に最後の施術者が、また掃除を終えた後にスタッフが、落鍼がないかチェックを行う
- 鍼の色がリネン類や施術会場の床と同系色の場合は特に注意する

⑦ お灸による火傷

【経緯】

通気の良い半ば屋外の施術スペースで半米粒大の艾柱による施灸を行ったところ、風で艾柱が倒れ、受療者より「熱い」と訴えがあり、1mmほどの火傷の痕が認められた。

【原因】

1. 風の影響を受ける場所で点灸という施術方法を選択したこと。
2. 点灸をする場合、まれに小さく火傷を負い痕が残ることを事前に受療者へ説明し了解を得なかった。

【予防と対策】

- 普段と異なる環境下で施術していることを強く意識し、手元に風の吹く状況で点灸は行わない
- 点灸する場合、事前に受療者へまれに小さく火傷を負い痕が残ることを説明し、了解を得る
- ※ 火気厳禁の避難所等もあるため、お灸（線香を含む）使用の可否についてスタッフへ確認すること。

<その他留意していただきたいこと>

現地で何らかの問題が発生した場合、または懸念事項がある場合は、速やかに現地リーダーと後方支援スタッフへご報告、ご相談ください。また、受療者のカルテや現地連絡ノートにも詳細を記すなど、その後の対応にあたる後任にわかりやすいように記録を残してください。スタッフも共に解決へ努めます。

ここに紹介した事例以外にも、鍼灸マッサージ施術において予想される事故として以下があります。くれぐれも注意していただくよう、お願い申し上げます。

- ・ 臓器損傷（例：気胸など）
- ・ 感染症（例：B型肝炎、蜂窩織炎など）

なお、前任者のミスに対して、後任が謝罪を求められる場合もあります。自らの仲間による事故と受け止めて頂き、柔軟な対応をお願い申し上げます。

<万一事故が発生した場合>

- ・ 直ちに現場リーダーへ連絡して指示を仰ぐ
- ・ 現場リーダーは本部へ報告し、必要があれば協議する
- ・ 発生状況と受療者の訴えについて詳細に記録を残す
- ・ 施術者は「隠さない」、報告を受けた側は「責めない」ことを前提とする。